

令和7年 第7回 鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月3日（水）から16日（火）まで14日間

2 日 程 下表のとおり

| 月 日 | 曜 日 | 会 議 名 | 開議時刻 | 摘 要 |
|-------|-----|---------|------|---------|
| 12月3日 | 水 | 本 会 議 | 10時 | 開会・議案上程 |
| 4日 | 木 | | | 考 査 日 |
| 5日 | 金 | | | 考 査 日 |
| 6日 | 土 | | | 閉 庁 |
| 7日 | 日 | | | 閉 庁 |
| 8日 | 月 | 本 会 議 | 13時 | 一般質問 |
| 9日 | 火 | 本 会 議 | 13時 | 一般質問 |
| 10日 | 水 | 本 会 議 | 10時 | 議案質疑 |
| 11日 | 木 | 民生産業委員会 | 9時 | 付託事件審査 |
| 12日 | 金 | 総務文教委員会 | 9時 | 付託事件審査 |
| 13日 | 土 | | | 閉 庁 |
| 14日 | 日 | | | 閉 庁 |
| 15日 | 月 | | | 予 備 日 |
| 16日 | 火 | 本 会 議 | 10時 | 審査報告・閉会 |

| 令和7年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第1号） | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|-------|------|------|------|------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会 日時及び宣告 | 開会開議 | | | 議長 | | |
| | 令和7年12月3日 午前10時00分 | | | 的野信之 | | |
| | 閉会開議 | | | 議長 | | |
| | 令和7年12月3日 午前10時19分 | | | 的野信之 | | |
| 出席及び 欠席議員 | 議席番号 | 氏名 | 出欠の別 | 議席番号 | 氏名 | 出欠の別 |
| | 1 | 許斐英幸 | 出 | 11 | 栗田美和 | 出 |
| | 2 | 田中二三輝 | 出 | 12 | 西藤典子 | 出 |
| | 3 | 星正彦 | 出 | 13 | 篠原哲哉 | 出 |
| | 4 | 宇田川亮 | 出 | | | |
| | 5 | 野口美恵子 | 出 | | | |
| | 6 | 新谷留晴 | 出 | | | |
| | 7 | 的野信之 | 出 | | | |
| | 8 | 石井大輔 | 出 | | | |
| | 9 | 許斐潤一郎 | 出 | | | |
| | 10 | 有働徳仁 | 出 | | | |
| 会議録署名議員 | 10 | 有働徳仁 | 11 | 栗田美和 | | |

| 職務出席 | 議会事務局長 | 武 谷 朋 視 | 出 | 議会事務局次長 | 寺 本 理 恵 | 出 |
|--|-------------------------|---------|---|-------------|---------|---|
| 地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名 | 町 長 | 岡崎邦博 | 出 | 副町長 | 折尾敬敏 | 出 |
| | 教育長 | 外園哲也 | 出 | 総務課長 | 梶栗恭輔 | 出 |
| | まちづくり 課長 | 高橋奈美江 | 出 | 管財課長 | 石田正樹 | 出 |
| | 税務保険 課長 | 石田克 | 出 | 住民環境 課長 | 大村俊夫 | 出 |
| | 福祉人権 課長 | 田鶴原竜二 | 出 | 健康こども 課長 | 沼野葉子 | 出 |
| | 産業振興課 長兼農業委 員会事務局 | 柴田隆臣 | 出 | 都市整備 課長 | 神谷徹 | 出 |
| | 会計課長 | 小長光弘平 | 出 | 上下水道 課長 | 西生卓矢 | 出 |
| | 教育課長 | 森永健一 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付議事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和7年 第7回 鞍手町議会定例会議事日程

12月3日 午前10時開議

第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第66号 鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例

日程第4 議案第67号 鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第5 議案第68号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第69号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第70号 鞍手町営葬斎場条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第71号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第72号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）

日程第10 議案第73号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第74号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税
免除

日程第13 議案第76号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税
免除の額の変更

令和7年12月3日 12月定例会を開会した。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長

ただいまから、令和7年第7回鞍手町議会定例会を開会します。まず、町長より提出されております「地方独立行政法人くらて病院第三期中期目標期間に係る業務実績に関する評価結果」「教育委員会点検評価の報告」及び監査より提出されております「例月現金出納検査報告書」「財政援助団体等監査報告書」「定期監査前期結果報告書」をお手元に送信していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情3件はお手元に送信しています「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番議員 有働徳仁議員及び11番議員 栗田美和議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。今期定例会の会期は、本日から16日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの14日間に決定しました。

○的野信之議長

次に、日程第3、議案第66号から、日程第8、議案第71号の6件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

○岡崎邦博町長

日程第3、議案第66号から日程第8、議案第71号までの6件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第3、議案第66号は、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例であります。

本議案は、社会福祉法人に対し助成を行う場合の手続に関し、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

本年6月の定例会で一度提案させていただきましたが、条例の施行日が不明等のご指摘を受け、取り下げましたので、再度提案させていただくものでございます。

次に、日程第4、議案第67号は、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。

本議案は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業について、児童福祉法第34条の16第1項の規定

に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定める必要が生じたため、条例を制定するものであります。

次に、日程第5、議案第68号は、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備が行われたことに伴い、妊娠、出産等についての申し出を行った職員に対する意向確認等を定めるため、本条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第6、議案第69号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、育児時間の取得について改正が行われたことに伴い、部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の取得形態に加え、1年につき10日の範囲内で取得できる形態を設け、職員はいずれかの形態を選択できることとするため、本条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7、議案第70号は、鞍手町営葬斎場条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、平成3年に鞍手町営葬斎場が設置されてから30年以上が経過し、修繕料など施設の維持管理に多額の費用がかかる中、施設設置当初から改定されていない火葬施設使用料、斎場使用料について、最近における物価の変動等に鑑み、それぞれの使用料を改定するため、本条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8、議案第71号は、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、令和10年4月開校予定の統合小学校について、令和8年4月から国の負担金を申請するにあたり、統合小学校が学校設置条例において位置付けられている必要があるため、本条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第3、議案第66号から日程第8、議案第71号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。次に日程第9、議案第72号から日程第11、議案第74号までの3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第9、議案第72号から日程第11、議案第74号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第9、議案第72号は、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第4号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費で、地域おこし協力隊活動費について、現在も新規隊員1名の募集中でありますが、11月までに支出を予定していた予算229万円を不用額として減額しております。

同じく総務費で、国のことども未来戦略に基づき、子ども・子育て支援金の制度が創設されることから、人事給与システムの改修が必要であるため、基幹システム管理費でシステム改修等業務委託料と

して、92万4千円を追加しております。このシステム改修については、翌年度の令和8年5月に完了する見込みであることから、繰越明許費を設定しております。

次に3款民生費では、所得税法等の一部を改正する法律等において特定親族特別控除が創設されたことなどの令和7年度の税制改正に伴い、国民年金法施行令等の一部を改正する政令が令和8年4月1日に施行されることから、国民年金事務費でシステム改修等業務委託料として、31万4千円を追加しております。

同じく民生費で、放課後児童健全育成事業所への委託料の算出基礎となる子ども・子育て支援交付金の交付基準額などが改正されたことなどから、放課後児童健全育成事業費で委託料として、270万4千円を追加しております。

次に7款商工費では、ふるさと納税により寄附をしていただいた寄附者に対して、関係強化のためのシティプロモーションをふるさと納税の運営を委託している事業者に業務委託しておりますが、この業務の対象となるポータルサイトからの寄附額の割合が増加しており、その寄附額に応じて負担する業務委託料に不足が見込まれることから、観光振興費で業務委託料として、785万9千円を追加しております。

次に8款土木費では、本村・田頭線及び水上・妙見線において、竹や樹木の枝などが道路上に張り出し、通行に支障をきたしていることから、道路維持管理事業費で樹木伐採等委託料として、298万円を追加しております。

次に11款災害復旧費では、本年8月の大雨により、古門区内の水路において法面の一部が崩壊していることから、農林施設災害復旧費で工事費として、34万5千円を追加し、また、室木川及び長谷川において護岸の一部、水上・妙見線において法面の一部が崩壊していることから、公共土木施設災害復旧費で工事費として、321万3千円を追加しております。

次に12款公債費では、平成27年度に10年毎の利率見直し方式で借り入れた臨時財政対策債が10年を経過し、利率が見直されたことに伴い、長期債元金で48万6千円を減額しております。

また、長期債利子では、この利率見直しによる影響分として、105万2千円を追加し、新規借り入れ分の利率について、当初の見込みより低い利率で借り入れたことなどにより、2,429万5千円を減額し、合計で2,324万3千円を減額しております。

また、歳出全般において、前年度などに国と県から受け入れた補助金等の精算に伴う返還金を追加しております。

一方、歳入では、歳出予算の補正に関連して、15款国庫支出金や16款県支出金で所要の補正を行なうほか、18款寄附金で、法人1社から企業版ふるさと納税による寄附を受けたことによる追加をしております。そして、これらの要因により生じた財源不足額2,838万9千円を財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ2,981万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ108億886万円としております。なお、債務負担行為の補正として、新たに2件の事項を追加し、3件を変更しております。

追加分につきましては、集団健診の結核検診及び基本健康診査、がん検診の業務委託について、令和8年5月から健診を開始する予定としていることから、本年度中に事業者の選定を行い、業務の継

続性及び安定的な健診の実施体制の確保を図るため、令和8年度から令和10年度までを期間として債務負担行為の設定を行うものであります。

変更分につきましては、契約額及び契約期間の確定に伴い所要の補正を行うものであります。

次に、日程第10、議案第73号は、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、債務負担行為の補正として、新たに1件の事項を追加しております。

これは、集団健診の特定健康診査の業務委託について、令和8年5月から健診を開始する予定していることから、本年度中に事業者の選定を行い、業務の継続性及び安定的な健診の実施体制の確保を図るため、令和8年度から令和10年度までを期間として債務負担行為の設定を行うものであります。

次に、日程第11、議案第74号は、令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、菰川排水機場の除塵機を動かすためのモーター及び水平コンベアに装備されているキャリアローラー等が経年劣化により破損し、除塵機の運転に支障が生じていることから、それら部品の交換が必要であるため補正するものであります。

歳出では修繕料を、歳入では基金繰入金をそれぞれ414万6千円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,316万1千円としております。

以上が、日程第9、議案第72号から日程第11、議案第74号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。次に日程第12、議案第75号及び日程第13、議案第76号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

### ○岡崎邦博町長

日程第12、議案第75号及び日程第13、議案第76号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12、議案第75号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和7年度分の固定資産税の課税免除申請が企業1社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

次に、日程第13、議案第76号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除の額の変更であります。

本議案は、令和6年12月定例議会におきまして、鞍手町工場等設置奨励に関する条例第4条第2項の規定に基づき、議決をいたしました令和6年度固定資産税の課税免除について、納税義務者から、課税免除措置を講じていた資産に関し、修正申請書の提出がされたため、課税免除の額を変更するものであります。

以上が、日程第12、議案第75号及び日程第13、議案第76号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。この際、休会についてお諮りします。明日4日から7日までの4日間を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日4日から7日までの4日間を休会とすることに決定しました。以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会10時19分 ——  
~~~~~○~~~~~

| 令和7年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第2号） | | | | | | |
|--------------------------|-------------------|-------|------|------|------|------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会 日時及び宣告 | 開会開議 | | | 議長 | | |
| | 令和7年12月8日 午後1時00分 | | | 的野信之 | | |
| | 閉会開議 | | | 議長 | | |
| | 令和7年12月8日 午後2時37分 | | | 的野信之 | | |
| 出席及び 欠席議員 | 議席番号 | 氏名 | 出欠の別 | 議席番号 | 氏名 | 出欠の別 |
| | 1 | 許斐英幸 | 出 | 11 | 栗田美和 | 出 |
| | 2 | 田中二三輝 | 出 | 12 | 西藤典子 | 出 |
| | 3 | 星正彦 | 出 | 13 | 篠原哲哉 | 出 |
| | 4 | 宇田川亮 | 欠 | | | |
| | 5 | 野口美恵子 | 出 | | | |
| | 6 | 新谷留晴 | 出 | | | |
| | 7 | 的野信之 | 出 | | | |
| | 8 | 石井大輔 | 出 | | | |
| | 9 | 許斐潤一郎 | 出 | | | |
| 会議録署名議員 | 10 | 有働徳仁 | 出 | 11 | 栗田美和 | |

| 職務出席 | 議会事務局長 | 武谷朋視 | 出 | 議会事務局次長 | 寺本理恵 | 出 | | | |
|--|-----------------|--------|-----------------|---------|------|--------|--|--|--|
| 地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名 | 町長 | 岡崎邦博 | 出 | 副町長 | 折尾敬敏 | 出 | | | |
| | 教育長 | 外園哲也 | 出 | 総務課長 | 梶栗恭輔 | 出 | | | |
| | まちづくり課長 | 高橋奈美江 | 出 | 管財課長 | 石田正樹 | 出 | | | |
| | 税務保険課長 | 石田克 | 出 | 住民環境課長 | 大村俊夫 | 出 | | | |
| | 福祉人権課長 | 田鶴原竜二 | 出 | 健康こども課長 | 沼野葉子 | 出 | | | |
| | 産業振興課長兼農業委員会事務局 | 柴田隆臣 | 出 | 都市整備課長 | 神谷徹 | 出 | | | |
| | 会計課長 | 小長光弘平 | 出 | 上下水道課長 | 西生卓矢 | 出 | | | |
| | 教育課長 | 森永健一 | 出 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 一般質問 質問者 及び時間 | 議席番号 | 氏名 | 経過時間 | | | 質問時間 | | | |
| | 4 | 宇田川亮 | 午後1時01分～午後1時25分 | | | 13/30分 | | | |
| | 9 | 許斐潤一郎 | 午後1時25分～午後1時57分 | | | 19/30分 | | | |
| | | | 休憩 | | | | | | |
| | 12 | 西藤典子 | 午後2時07分～午後2時37分 | | | 14/30分 | | | |
| ※一般質問 は答弁時間 を除き30分 以内 | | | | | | /30分 | | | |
| | | | | | | /30分 | | | |
| | | | | | | /30分 | | | |
| 議事日程 | | 別紙のとおり | | | | | | | |
| 付議事件 | | 別紙のとおり | | | | | | | |
| 会議経過 | | 別紙のとおり | | | | | | | |

令和7年 第7回 鞍手町議会定例会議事日程

12月8日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

令和 7 年 1 月 2 日 1 月 2 日定例会一般質問。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13 時 00 分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。質問は通告一覧表の順序により行います。なお、質問に当たっては、通告事項に従い簡明に、また答弁に当たっては、的確なる答弁をお願いします。

最初に、4 番議員、宇田川亮議員の質問を許可します。

**一般質問 ① 宇田川 亮 議員**

質問者：宇田川 亮議員

答弁者：町長、都市整備課長、教育課長、管財課長

○的野信之議長 宇田川議員。

○4 番（宇田川 亮議員）

4 番。通告に従って 3 点について質問をいたします。今回は、ほぼ確認事項のようなものが多いのですが、的確な答弁をお願いいたします。

まず 1 点目、のるーと鞍手について、お伺いをいたします。以前、同じような質問をさせていただきましたけれども、のるーと鞍手、非常に好評といいますか、利用者も多いというふうに聞いています。ただ、運転等が過密労働になってはいないだろうかというような心配も出てきています。なので、例えば、車の故障以外でも、運転主の急病とかいうことにより、休止せざるを得なかつた事態もあつたのではないかというふうにも考えますので、現在の運行休止を含めた状況についてお伺いしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

本年 3 月 24 日の運行開始以降、運行の遅延で利用者の皆様にご迷惑をおかけした事例はございますが、運行を休止した実績は 1 件もありません。のるーとは、町が購入した車両 2 台により運行しておりますが、これらの車両が点検整備等の理由により使用できない場合、または事故発生等により、業務遂行に支障が生じた場合には、運行事業者において代替車両を手配する仕組みとなっております。直近の実績としましては、10 月 20 日に 1 号車の車両点検を行った際に、代替車両を運行しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

運行休止はこれまでないということですけれども、では、運転手、乗務員等の仕事の状況といいますか、1日何時間ぐらい運行してというようなそいつた状況を分かれば教えていただきたい。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

今現在、のるーとの運行時間は、平日は午前7時から午後7時までとなっておりまして、1台当たり、運転手1名としております。休憩につきましては、午前中が30分、午後は30分、それから昼休憩が1時間の計2時間の休憩が入っております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

ということは1日10時間、1人が運転していると、毎日ですね、ということになると思います。では、例えば、何かの用事、また急病等で休みになった場合は、運転手は何人確保されてあるのですか、現在。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

のるーとの乗務員は現在4人体制となっております。平日は2名、土日祝日は1名でシフトを編成しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

では休業またはその有給等ですね、4人体制であれば、それは回っていくということを考えてよろしいですか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

今4人体制で十分回っている状況で、仮に当日シフトに入っている乗務員の方が、急病等で乗務できなくなった場合は、他の乗務員が代わって乗務するようにしております。運行に支障が出ないように対応しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

以前、質問したときに、夜の料飲業者、夜、営業される業者のためにも、タクシーの運行をというようなお話をさせていただきましたけれども、そこだけじゃなくて、夜遅く帰られた、お酒を飲んで帰られて鞍手駅に着いたら、そこから2時間かけて八尋まで帰ったという方も私は聞いていますけども、町民の交通手段というのが、今現在、確保されてないような状況もあると思います。なかなか1時、12時まで運行っていうのは難しいことかもしれませんけども、これだけ好評であれば昼間の時間帯の増便、それから、夜の時間帯も時間を延長するというような考えもぜひ持っていたい検討頂きたいというふうに思いますけども、この点について町長の考え方を教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

利用者の皆さんから、運行時間の延長についての要望は、議員も言われていますけど、声は寄せられております。この要望につきまして、毎月実施をしております定例会議の中で、システム業者及び運行業者と協議を重ねてまいっておりますけども、運転手を増員して延長運行を行うだけでは、費用対効果が低いとの結論に至っているということでございます。そのため町といたしましてはまず、来年4月に乗降地点を35か所程度追加する予定としておりまして、これによりさらに乗車率の向上が見込まれた場合には、車両の追加等を検討し、車両の追加後、運行時間帯の延長についても検討を進めていきたいというふうに考えております。引き続き利用者の皆様の利便性向上に向けて、効果的かつ持続的な運航体制の構築に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

ちょっと費用対効果っていうのは、これで、利益を追求するとか、いうようなことじゃなくて、町民の皆さんのお交通手段の確保という観点が主ですから、それコストがかかるのは当たり前だと、いうふうに思います。それなりの運賃をもらっていたら、それは大変なことですから、そこはあんまり重視していただきたくないと思っています。

これから乗降地点も30増やして、見極めていくというような状況ですけれども、ぜひ増便、それから延長時間の拡張、拡大を前向きに、引き続き検討していただきたいというふうに思います。運転手の増員も、それにあわせてぜひ考えていただきたいと思います。

私がちょっと聞いた話では急病で来られなくなったら、運行には支障は与えなかつたのでしょうかけれども、そういうこともありますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思いますし、もし増員のことを考えるなら、それこそ以前にも言いましたけれども、地域おこし協力隊の考えも考えて、今現在まだ予算化したにもかかわらず、今回の予算税減額補正という形も出ていますからね。なかなか、ちょっと話が脱線するのでやめときます。のるーと鞍手について今後も引き続き、前向きな検討をお願いして次の質問にいきたいと思います。

次に体育館、武道館等の等とは入れていませんけども、題目には。体育館、武道場のエアコン設置についてお伺いしたいと思います。この件について何度か質問させさせていただきましたけれども、現在、鞍手中学校の体育館のほうで、工事が進められていると思いますけども、その進捗状況と、どの部分までエアコンが設置されるのか、細部にわたって教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

中学校の体育館の空調設備の整備については、今年度に断熱工事を施行し、来年度以降に空調の設備を設置する計画で事業を進めております。

令和7年10月23日付けで断熱工事の工事請負契約を締結し、本日からですが、現場での施工工事のほうを開始しております。また、今年度中に断熱改修の工事が完了する予定となっております。また、断熱改修と並行いたしまして空調設備の設置に関する実施設計を現在進めております。設置につきましては、来年度以降に空調整備工事を発注する計画となっております。また、どこをされるかっていう部分になりますが、体育館のアリーナ部分、卓球場、武道場を整備する予定となっておりま

す。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

とすれば鞍手中学校の運動に関するエリアについては、屋内の全てエアコンが設置されるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永 健一教育課長

今言われたとおり、授業を行う部分に関しては、全部整備するようになっております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

以前から言っていますけれども、例えば小学校の避難所に指定されているところの体育館、または、町民体育館、それから武道場についてのエアコン設置も要望してまいりましたけども、現在の状況を教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永 健一教育課長

まず町立の武道場、体育館につきましては、現在のところ計画はございません。しかし、避難所に指定されておりますので、整備は必要ではないかと考えております。今後は整備に有利な補助金等を探していきたいと考えております。また、小学校の体育館につきましては、令和10年度に統合を控えており、統合校の体育館には空調整備を設置するようにしておりますので、現在の小学校については、整備の計画のほうはございません。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

武道場も吹き抜けというふうになっていますから、なかなかエアコンの効きが悪いとは思いますけれども、この間も言いましたけど、例えば旧庁舎のエアコンをこっちにとか、難しいとは思いますけど、設置するだとか、緊急的に。完全な断熱整備をやってだとか、いうことじゃなくても、せめて武道場については、武道をやっている場所にはエアコンの風が当たるだとかというぐらいの軽微な、軽微といつても、意外と高い整備費用がかかるとは思いますけども、その辺を、ぜひ考えていただきたい、できるだけ安く、そしてエアコンが設置されるというような状況もぜひ考えていただきたいと思いますけども、もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 教育課長。

○森永 健一教育課長

今言われたように、ほかのところも、市町村になりますが軽微な整備というのは行っているところもあります。ただ予算のほうもございますので、町の執行部のほうと話しながら整備のほうは進めるように、お話のほうはさしていただきたいと思います。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

やっぱり普通に、屋内でも事務仕事していてもエアコンがなかったら、もうできません、仕事にも

なりませんし、ましてやスポーツするのだったら、エアコンがないと本当に熱中症の危険性もあり、夏場になったら、その武道場、体育館等が使いづらい、使えないとは言いませんけど使いづらい状況もありますから、この夏も本当に猛暑っていうか酷暑で、大変でしたけれども、ぜひ、早めの検討、また整備をお願いしたいと思います。

次に行きます。3番目に旧庁舎の什器等の譲渡について、昨日おとといで町内業者の譲渡会もあつていました。その前に、自治会を対象にした、譲渡会もあっていましたけれども、現在の状況について、まず教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

まず、旧庁舎、旧総合福祉センターに残った什器備品につきましては、大小合わせて1, 931点ございました。

これまでの処分状況といたしましては、本年4月30日水曜日になりますが、くらて病院、それから学校関係、広域消防などの公的団体を対象に無償譲渡会を開催し、379点を譲渡いたしました。

次に10月11日、12日の土日には、先ほど議員が言われましたように、町内自治会を対象に無償譲渡会を開催し、22自治区にご参加頂きまして、399点を譲渡いたしました。

さらに12月6日、7日、一昨日、それから昨日になりますけども、町民及び町内事業者を対象に無償譲渡会を開催いたしました。町民214名、町内事業者20社に参加頂き、482点を譲渡しております。

これらの取組によりまして、現時点では残る什器備品は671点となっております。なお、残る什器備品671点のうち、机やキャビネット、カウンターなどの、かなり重量物でございますけども、大型の物が586点あります。その他の物については、椅子が破れていたりするもので、ほぼ不具合があるものが大半でございます。そのため一般的な使用のために譲渡できる備品等については、もうほぼ残っていない状況まで整理ができております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

それでは、今残っている671点について、大型のものが多い500点以上あって、これについては今後どういうふうに考えてあるのでしょうか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

残る什器備品につきましては、旧庁舎の利活用が決まった折に、解体ということになりましたら、その際に廃棄処分ということにしたいと考えております。なお、大型の什器等につきましては、鉄製品がほとんどでございます。それらの鉄製品につきましては、解体時に換価ができますので、解体費用に充当するようにして、できる限り費用のかからない処分にしたいと考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

それで残っている備品について、無償譲渡会については、日にちを区切ってやっていました。ただ来られなかつた方とか業者もおられるのではないかというふうに思いますけども、そういう方たちも対象にして、例えば、連絡頂いて職員がちょっと見に行ってというようなこともしていいのではないかというふうに思いますけども、今後そういったものも含めて、どういうふうに考えてあるのかというのを教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

残る備品についても、数としてはかなりの数がありますので、なかなか一般家庭で利用するものではないのかなというふうに考えておりますけども、お渡しする際には、職員が役場に行って、セキュリティーを開けてっていう対応が必要になってまいりますので、なかなかその都度言われると対応が難しい面もございます。まだしばらく、置いておくことになると思いますので、来年度、またそういった事業者向け、自治区の方に向けてするものについては検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

それと、これまでの譲渡会については、土、日曜を利用した譲渡会ということでしたけれども、逆に平日のほうが行きやすいというところもあると思います、なので、それも一旦もう一度計画するとか、例えば電話があったら、何社か集まった時点で、いついつそれをやりますとかいうことを、やつていいのではないだろうかというふうに思いますので、できるだけ町民、町内業者等に還元できるような形でやっていただきたい。それと、役場、町が指定した什器については、これとこれはいいけども、これは駄目ですみたいな、譲渡できるものについて、印がついてあって、それ以外にも、これ欲しいというような方もあるのではないかと思うけども。その点についてはどういうふうに考えているのですか。町が指定していないものについても含めて、考える必要があるのかなと思いますけど。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

基本的には、今お出しできる、お渡しできるものについてシールを張りまして、それを無償譲渡会のほうに出しているということでございます。その他の部分につきましては絵画、エアコンとかの備付けの部分については譲渡対象外ということで張らせていただいておりました。先ほどエアコンの活用とかも含めてお話を出ておりましたので、またそういったことにも利用していきたいというふうに考えておりますし、またもう一度、整理をして、先ほど言いました検討の中で、再度検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

先ほど課長が言われましたように、武道場にも、家庭用のような置き方のエアコンとかもたしかあったと思いますけども、そういうのも活用できれば、安く武道場にエアコンが設置できるだとか、いうことも考えられるのかなあと思うわけですよね。ただそのガスが抜けていたりとか、不具合が発生

したりとか、いうこともちょっと支障はきたすかもしれませんけども、その辺も含めて、ぜひ考えていただきたい。今後とも、町民、町内業者に、還元できるような、譲渡を行っていただきたいということを申し述べて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○的野信之議長

以上で宇田川 亮議員の質問を終了します。

**一般質問 ② 許斐 潤一郎 議員**

質問者：許斐潤一郎議員

答弁者：町長、産業振興課長

○的野信之議長 次に9番議員、許斐潤一郎議員の質問を許可します。許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

9番。通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は鞍手町における、鳥獣被害及びその対策について、何点かお聞きしたいと思います。以前にも何度か一般質問には出ておりますけども、また確認という意味もありまして、質問をさせてもらいます。

本年は、テレビや新聞等で北海道及び本州等でご存じだと思いますが、熊による人身、または農作物の被害が多く報道されております。猟友会や行政、警察、自衛隊等の対応が図られ、ご苦労が多いことだと思います。幸いにして、九州には熊の生息は確認されていないということです。鞍手町でも様々な動物が確認されております。とりわけイノシシによる被害が相変わらず多いと一部の地域、または農業従事者の方よりお聞きしております。そこで、お聞きしたいのは、現在町内の基幹産業でもあります米、野菜、果物等の農作物、関連する農地などの被害はどの程度出ているのか。お聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

本町の有害鳥獣による農作物の被害につきましては、農業共済からの報告と、農業者からのヒアリングにより、被害額を積算し、毎年度県へ報告を行っているところでございます。

令和6年度の被害額につきましては、1,625万1千円となっております。直近、3カ年のうち、令和4年度と令和6年度の比較でございますが、被害額といいたしましては、マイナス205万6千円。率にいたしまして、11.23%となっております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

ただいま、回答の答弁がありました農業の共済、及び従事者からのヒアリング等でおきましたですね、県等に報告されておりますけど、令和6年度、過去3カ年、4年、6年等含めましても、やはり、

何らかの形で被害が出ているように思います。

そこで、次にお聞きしたいのは、被害が出ているとなれば、当然防除、駆除等が必要となると思いますけどもどのような対策がなされているのかをお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

捕獲、駆除につきましては、直鞍猟友会に委託をしております。直鞍猟友会におきましては、箱罠や銃による捕獲を行っておられます。また、防除につきましては、国の補助金を活用いたしまして、地元営農組合におきましてワイヤーメッシュ柵の設置や、電気柵の設置を行っていただいているところでございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今お聞きしますと、猟友会さんをはじめ、各狩猟の道具等を使われて適切な駆除が行われているということをお聞きしました。それでは、いろんな対策が行われているということですので、それぞれどの程度効果が上がっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

効果といたしましては、先ほど申し上げました、令和4年と令和6年度の比較で、被害額が減少していること、そして令和6年度のイノシシ等の捕獲数といたしまして、280頭捕獲しております。前年度の令和5年度より捕獲数を増やしている状況でございます。また、ワイヤーメッシュ等の効果といたしましては、農業者からのヒアリングでは、設置前と比較をいたしまして、農地への侵入が減少しているという報告を受けているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

いろいろな対策が行われているようですが、やはりイノシシの捕獲等につきましては、280頭、どのくらいの個体数があるかは、また後でお聞きしたいと思いませんけども、かなり捕獲ができるということですけども、対策としましてもメッシュとかですね、電気柵等されているようですが、少しでも効果が上がるよう、また検討して頂ければいいかなと思います。

それに関連しまして、やはり、大事なことは防除や駆除を行うには、まずイノシシの基本的なことかも分かりませんけども、生態や習性を知ることが、重要ではないかと考えられます。町としてその点、有識者等の独自の検討会などは行われているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

有害鳥獣対策を進めるうえでは、イノシシ等の習性や生態に関して知識が必要というふうに感じておりますが、現場におきましては免許を持った捕獲者が状況判断されまして捕獲活動を行っておりますので、職員のスキルアップのためですね、検討会は現在行っておりません。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり基本的には、我々もよく分かりませんが、習性とか生態は知識として従事していくものとしてはですね、皆さん持つておられたほうがいいのかなと思いますし、住民さんに関しましても、やはりそういう知識があったほうがいいのかなと思っております。その点では、やはり免許を持っておられる方とかの知識なんかもお聞きして、対策に当たるのも一つの方法じゃないかなと思いますので、幅広く、そういうふうな活動等もしていただければ、よろしいかなと思っております。

次にお聞きしたいのは、イノシシの個体数ですけれども、人は1度に1人か2人、出産をすることが可能ですが、イノシシにつきましては、1度に平均5、6頭、出産するそうです。中には、年2回ほど、出産もあるということをお聞きしております。そこで本年度の捕獲計画数と、直近の捕獲実績が分かれば教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

直方市、宮若市、鞍手町、小竹町で構成されます直鞍地域鳥獣被害防止対策協議会におきまして、直鞍地域鳥獣被害防止計画が策定されております。令和7年度の鳥獣ごとの計画数といたしましては、これは2市2町の合計になりますが、イノシシで1,500頭、鹿800頭、アライグマ80匹、アナグマ100匹、カラス500羽となっております。

また、ご質問の本町の昨年度の直近の実績でございますが、銃器及び箱わなによる捕獲、駆除の数につきましては、イノシシで267頭、鹿で10頭、アナグマ1匹、アライグマ1匹、カラス1羽となっております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今、捕獲数等の確認を頂きましたけれども、やはり、直方、直鞍等を含めて、110頭ぐらい、鹿のほうも最近、結構目にするという方も増えてきておりますけれども町内でも、やはり80頭、かなり多いかなと思います。そのほかにもやはり直近でも、227頭ぐらいの捕獲があつていているということですけれども、そういう増えているということにつきまして、捕獲数から見て、現在どのぐらいのイノシシの個体数が町内で生息しているのか、推測されておられれば、大体で結構ですけども教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

生息の実態につきましては、現在つかめておりません。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

はい、ありがとうございます。なかなかやはりですねたくさんのがで、数えていくというのも難しいかなと思います。やはり駆除に関しましても、いろいろな対策あると思いますけれども、ここでお聞きしたいのは、当然、だから駆除に関しましては、いろいろな狩猟免許が必要だと思いますが、町内で各免許を所持されている方は何名ほど登録されているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

狩猟免許の取得者数につきましては、これは直鞍猟友会に所属している方についてのみ把握しております。その名簿によりますと、人数は全体で18名でございます。内訳でいきますと、罠猟のみの免許所有者は9名、猟銃のみの免許所有者は一種が5名、二種はゼロ、罠と銃の一種免許、所有者は4名となっております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり駆除に関しましても、いろんな免許が必要となると思います。今お聞きしましたけども、やはり猟銃の中でも、一種、二種の免許、あとは罠猟、銃に関しましても、ある程度の人数が、登録されているようでございますが、やはり先ほどからお聞きしますけど、駆除の頭数とかを考えましたときに、やはりもっともっと取扱いのできる方が、増えていくことが望ましいのではないかなと思います。それにつきまして、狩猟免許を取得するに当たってはですね、当然、講習会とかですね、受験料などが、必要となると思いますけどなりますが、取得に当たりまして、町としての現在助成制度、補助金等の制度があるのかどうか、お聞きいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

狩猟免許取得にかかる費用につきましては、狩猟免許試験手数料、予備講習料、医師の診断書等で、額といたしましては、1万2千円から1万4千円程度になると考えております。それに対する町の助成制度といたしまして、狩猟免許取得助成金で1万2千円を上限として助成を行っているところでございます。なお、国、県の助成制度はございません。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり狩猟免許を取得するに当たりまして、数万円程度のお金が発生するということですけども、町のほうとしましても、今、課長のほうから答弁がありましたように、1万2千円を上限として、支援があつてているということですけれども、今後、独自の助成金の増額とかいうのは考えておられますか。現状維持でしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

狩猟免許取得者の高齢化等の進展により捕獲者が減少している状況を鑑み、狩猟免許取得に係る環境を改善する目的で、先ほど担当課長が答弁したとおり、令和3年度に補助制度を制定しております。現在の狩猟免許取得にかかる費用は、狩猟免許試験手数料、講習料、医師の診断書等で1万2千円から1万4千円程度になりますが、町の補助制度では上限1万2千円の補助となっていることから、ほぼ免許を取得する際の費用が充当できるのではないかというふうに考えておりますので、現状では増額の考えはございません。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今後、やはり現在の設定額から変更はないだろうというような、ご返答頂きましたので、これはあく

までも狩猟等につきましては、個人の趣味の範囲内と思いますが、駆除等については、最終的には免許保持者の方が必要となりますので、少しでも支援があったほうがよいのではないかと思います。取得を目指す方への対応も、料金的なものも予算もあると思いますけども、やはり検討、先々していただければと思っております。

次の質問ですが、個体の確保に関する補助金があるのかお聞きしたいと思いますが、いかがですか。また、ほぼ捕獲後の個体の処理はどのように対応されているのか、分かる範囲内でお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

本町では、有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、令和3年4月に鞍手町有害鳥獣駆除補助金交付要綱を制定し、県の補助金と合わせて交付を行っているところでございます。イノシシを例に申し上げますと、本町でイノシシ成獣1頭を捕獲、駆除をした場合、県の補助金が7千円、それに町の補助金の3千円をプラスいたしまして、計1万円を駆除者に交付しているところでございます。なお鹿につきましても、同額を交付しているところでございまして、アライグマ、アナグマにつきましては、県から1頭当たり、千円が駆除者に交付されております。また、本年度も、昨年に引き続きまして、福岡県によるイノシシ、鹿の広域的な捕獲に取り組むこととしており、これによりまして、先ほど申し上げました県の補助金7千円が1万8千円に増額され、町の補助金を合わせますと、イノシシ、成獣1頭当たり2万1千円が交付されることになります。ただしこれは県が指定する11月24日から12月の19日までの捕獲期間のみに適用されるものとなっております。

捕獲後の処理でございますが、これにつきましては、各捕獲者におきまして埋設処理等を行っていただいているところでございますが、埋設処理ができない困難な場合は、町の負担におきまして町の職員が飯塚市の処分場へ持込み、処理をすることになります。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

補助金が出ているということで、町では3千円、県では7千円、合計1万円が駆除された免許を持っておられる方に支給されるということで、また広域的な捕獲等につきましても、県が1万8千円、町は3千円、合計2万1千円ということですけれども、なかなか広域的な捕獲につきましても期間が限定されていますので、なかなか1度に対策をとっていくのは難しいかなと思いますけれども、今後、補助金が、町としましては、両方とも3千円という金額が提示されていますけども、これにつきましても、今後、3千円をあげるというような、計画はありますか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

町の補助金3千円の増額ということにつきましては、猟友会に所属しております各市町の捕獲者の方、また、直鞍地域鳥獣被害防止対策協議会の2市2町との合意形成が必要となりますので、直ちに対応は難しいと考えております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

増額の意向は、やはり、ほかの2市2町、また獣友会等の関連もあると思いますので、ちょっと今現時点では難しいということで了解しました。補助金については、今お答え頂いたように、分かりましたけども、捕獲等につきましては、やはり箱罠とかのですね、設置が必要になってくると思いますけども、現在町におきましてそういう箱罠等の処置はどのぐらいあるのでしょうか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

箱罠の台数でございますが、全部で71台ございます。そのうち、町が16台、捕獲者が55台となっております。なお、本年度、新たに箱罠を、町の所有として5台購入する予定となっております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

かなりのですね、台数71台ということですけども、そのうち町が16台管理されて、また、先ほど、増えているということですので、設置するにつきましても、箱罠等はかなりの重量もあると思いますので、保管場所等もやはり、確保するのも大変だと思いますけれどもですね、少しでも、活用できればいいのではないかなと思います。

次の質問ですけども、捕獲すれば当然、処理として解体などは、あくまでも免許保持者が解体業者が行われると思いますけれども、そういう解体をされる方の次の担い手とかいうのが、どのようになっているのか、分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

先ほどの繰り返しになりますが、捕獲をいたしましたイノシシ等につきましては、各捕獲者におきまして埋設処理または自家消費を行っていただいておりますので、まず、今後の担い手といいますか、担い手につきましては、捕獲者という考え方であります。ただし埋設処理ができない場合は、先ほども答弁させていただきましたが、町の負担において町の職員が飯塚市への処分場へ持込み処理することになっております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり捕獲した後のですね、対応もなかなか、人手も要りますし、場所的なものとか、搬送等につきましても、やはりもうもうの対応が必要かなと考えております。解体後の活用として、現在ご存じだと思いますけど、ジビエ料理などは低脂肪、高タンパク、健康志向の高まりが見られておりませんけども、流通や加工技術の向上で人気も出ているということもお聞きしております。そこで、地域資源としての活用は考えておられるのか、町長お聞きいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

捕獲肉の活用につきましては、持続可能な開発目標SDGsに貢献する重要な手段であると理解をしておりますが、イノシシの肉の食用にするためには、とめ刺しした後、半日以内に解体処理をする必要があるなど、時間的な制約があります。また捕獲のタイミングが不定期であることから、供給が

安定しないなどの問題があり、対応は難しいのではないかと思われます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり加工技術とかですね、対応、つきましては、今町長答弁がありましたように、なかなかすんなりといかないということをお聞きしましたけども、私もそういう面での専門家でもありませんので、地域にはご存じと思いますけど、食肉関連の業者さんなんかも、何事業所さんかおられますので、今後、そういうふうな事業者さんとの意見交換とか連携とかは町長考えておられますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

イノシシは野生動物ですので、細菌等を保有しておる可能性が高くあります。食肉加工業者が取り扱う場合、国の許可が必要になります。また、イノシシ用、鹿用などのジビエ専用の処理室が必要になりますのでそのような取扱いをしている業者があれば連携できるとは思いますが、本町には取り扱う業者はいません。先ほど申し上げましたとおり、食用にするためには時間的制約や供給量、持込みに係る輸送コストなどの課題がありますので、現実はなかなか難しいのではないかというふうに思われます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり最終的な処分とかですね、地産地消じやありませんけども、やはりなかなか、お聞きする限りでは難しいということでございます。いろいろ質問をさせていただきましたけども、被害や駆除につきまして、今後、イノシシが快適に生息しないように、農耕放棄地や竹林、山林等の環境整備について、被害防止を図っていくことも、必要ではないかと思います。鞍手町の営農に関しても、高齢化が進み、若い後継者が少なくなってきたているのだと思います。それでもやはり一生懸命取り組んでおられる方がおられますので、収穫にあたって、被害に遭うとやはり心が誰しも折れてしまうのではないかと思います。農業離れが進まないためにも、誰が聞いても納得のいく対策を推進していただきたいと思います。同時に、住宅周辺地域におきましても、土手や畠などで、掘り起こし被害がたくさん出ております。自己防衛として防衛策や、電気柵の購入に対する助成がないということをお聞きしております。また、購入しましても、それを設置できない、ノウハウを持たないという方も、お聞きしております。地域の住民の方が協力することも今後必要ではないかと思います。安心して、安全な生活が行えるためにも、少しでも、そういう購入の一般市民の方の補助金等の助成をお願いして私の質問を終わり、終わりといたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

全国的にイノシシや鹿が増えている状況があることは承知をしております。その要因としては先ほど議員が言われましたように、イノシシは、1度に5頭から6頭産みますし、年に2回産むイノシシもあると私も聞いております。また地球温暖化により1年を通して餌が豊富になったことや、狩猟者の減少、そして先ほど議員が言われましたように、山や竹林、空き地などの管理が十分でないこともあります。また猟友会の高齢化や捕獲者の減少という大きな課題もあります。町では猟友会への

加入の呼びかけとして狩猟免許取得に関する広報誌への記載や免許取得に対する補助金の交付など、側面からの支援を行っているところでもあります。国においても今後の捕獲者の減少を見据え、ＩＣＴやＡＩを使ったスマート捕獲の導入に関する情報発信が行われていると聞いております。今後はそのような先端技術を活用した有害鳥獣の捕獲に取り組まなければならない時代が到来するのと思われますが、いずれにおきましても、深い知見と経験を有した捕獲者の協力が必要なことから、現状の課題等を情報共有しながら、獣友会と連携して、鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

また日常生活における財産被害につきましては、まずはご自分の財産はご自分で守っていくことが基本であるというふうに考えております。そのようなことから現時点では財産被害に対する補助制度等の支援につきましては考えておりません。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

分かりました。でも、やはり個人の財産等も大事だと思いますので、前向きに個人で対応されるにつきましても、補助金の活用、ふるさと納税とかもあると思いますので、そういうところから、出していただければと思います。以上、質問を終わります。回答は結構です。

○的野信之議長

以上で、許斐潤一郎議員の質問を終了します。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 13時57分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時07分 ——

○的野信之議長

会議を再開します。引き続き一般質問を行います。12番議員、西藤典子議員の質問を許可します。

一般質問 ③ 西藤 典子 議員

質問者：西藤 典子議員

答弁者：町長、教育長、教育課長

○的野信之議長 次に12番議員、西藤典子議員の質問を許可します。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

12番。通告に従いまして、3点について一般質問を行います。

まず1点目の、小学校統合による不登校の防止策についてお尋ねします。10月29日発表の文部科学省の調査結果によりますと、2024年度に全国の小中学校で不登校だった児童生徒数は35万3,970人で、過去最多を更新、12年連続の増加で、特に小学校での増加が目立つということでした。これまで勢力的に取り組まれてきた問題でございますが、とりわけ令和10年4月の鞍手町

の統合小学校開校に向けては、様々な課題が予想され、それへの対応策が欠かせないと考えます。そこで、改めて質問いたしますが、鞍手町で小中学生の不登校問題が顕在化しましたのは何年頃だったでしょうか。そしてその問題はその後どのように推移してきたのでしょうかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

小中学校の不登校数をお答えしますと、小学校は2018年が2名、2020年が6名、2022年が11名、2024年が16名で、中学校は2018年が14名、2020年が11名、2022年が39名、2024年が38名で、顕在化してきたのが2022年頃だと考えられます。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

担当課からですね、先日頂きました数字、今教育長からもお答え頂きましたが、小学の場合、2018年は2名、2020年が6名、2022年は11名、2024年16名と増加したということでございました。これをみると、2年ごとに当初の2名から3倍、5倍、8倍となるような増加を示しております。その要因としてはどういう分析がなされ、どういう課題が挙げられたのでしょうかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

2020年4月に、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が出され、コロナ禍における自宅学習が長くなつたため、スマホやタブレットなどを使用する時間が長くなり、昼夜逆転した児童生徒が学校に行きづらくなつたなどの原因ではないかというふうに考えられます。なお令和6年の小学校での主な原因、3つといつしましては、生活リズムが25%、親子関係が16%、不安やうつが16%、中学校におきましては、生活リズム29%、進路19%、友人関係14%となっております。主に生活習慣が原因ではないかというふうに思われております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

確かにそういうことがあったと思います。2020年ですね、コロナ禍で休校が行われたりしました。大変だったと思いますが、ただ、2024年になっても小学校の場合でしたらば、前年の11名から16名へと増加しているわけですね。まだまだ課題、要因といいますか、またさらにそれに対する課題というものは残っているのではないかと考えます。

次の質問ですけれども、その分析と課題に対しまして、その後きめ細かな対応が続けられております。また最近ですね、かなりの成果があつたということを聞いておりますが、その間の具体的な内容と、得られた成果の概要をお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

各小中学校では、いじめ不登校対策委員会を設置いたしまして、毎週、実態把握と対策について会議をしております。そして生活アンケートを毎月実施し、困っている生徒、児童がいないか調べております。また、不登校児童生徒を担任だけに任せることではなく、それぞれ不登校兆候や、不登校児童

生徒の担当を決めて取り組むマンツーマン方式を実施しています。

さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者のカウンセリングや、家庭訪問と教師による教育相談を実施しております。小中連携の事業といたしましては、小中連絡会と小中生徒指導会議を設けて、児童生徒の配慮事項などを引継ぎ、取り組んでおります。教育委員会といたしましては、不登校、いじめ、学校不適応対策の解決並びに改善を図るため、スクールソーシャルワーカーなどによる定例学校訪問を毎月1回実施しております。この訪問のメンバーは、学校関係者と教育委員会担当、スクールソーシャルワーカー、町福祉人権課担当、家庭児童相談員、社会福祉協議会で1時間程度会議を持って対策や意見を交わしております。また、不登校児童生徒に声をかけて、希望すれば、鞍手町中央公民館内の支援センターで相談を受けたり、勉強や定期テストを実施しています。さらに、中学校では、校内支援センターで不登校兆候にある生徒への居場所をつくり、授業に行くときは教室に入って授業を受けております。教育委員会といたしましても、どうして学校に行かないのかという原因ではなく、どうしたら学校へ行けるか、どういう条件整備をすればよいかというふうなことに力を注いでおります。

成果といたしましては、令和6年度、支援センターから、学校へ復帰した児童生徒は小学生が5人中2名、中学生が3人中1名、計3名が復帰いたしました。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

本当にきめ細かなですね、かなり最大限と言ってもいいくらいの取組が行われ、そういう成果も出したということで、非常に感謝したいと思うところでございますが、そのような努力と成果を踏まえたうえで、さらに統合に向けては、不登校防止策がなされなければならない面があるのではないかと思います。そこでちょっと私がお聞きしたいことがございます。

2019年度までと2020年度からでは、小中学校ともに授業時数が増加したのではないかと思いますが、実情はどうなっておりましょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

授業時数の増加につきましては、2020年、外国語活動で、小学校3、4年生で年間35時間、5、6年生で、年間35時間増加しております。ただ、学校といたしましては学校行事の選定等をやっていきながら、総時間数はほぼ変わらないように取り組んでおります。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

そういうことで、総時間数は変わらないようにということでございますので、配慮はされていると思いますが、授業時数が増えたということが、間違いない事実だと思います。当時ですね、小学校2年生あたりが6時間授業になったということも話題になったと思っております。

次の質問に移りますが、そういうことも踏まえたうえで、できれば少しでも余裕ある学校生活を願いますが、授業間の休み時間とか給食時間の現状はどうなっておりましょうかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

授業の合間の休み時間は、小学校は5分です。ただ、2時間目、3時間目の間は15分になっております。中学校におきましては10分間ずつ休憩があります。準備時間になりますけども、10分間ずつあります。昼休みにつきましては、小学校で45分、中学校では30分、昼休みがあるようになっております。また、給食時間も小学校で45分、中学校で30分というふうになっております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

小学校が、5分という時間帯があるということ。ちょっと短いかなという感じが生理的な状況がいろいろありますので、なんですかけれども、5分というのは短いかなと。そして、給食時間が中学校で30分間ということですけれども、これは準備の時間とか等も含まれているのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

この30分の中には、準備の時間も含まれております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

私もかねがね、子供さんから、給食がゆっくり食べられないっていうことの声を幾つか聞いておりました。やっぱり今の学校はそういう意味ではかなり窮屈な状況にあるのではないかと思います。そういう問題も、ぜひ不登校の防止策として、配慮していただけたらと思うところでございます。

次の質問に移らせていただきますが、そういったことを含んだまま、現在、小中学校の実態があるわけですかけれども、これがいよいよ統合となると、鞍手町の実態としましては、完全複式学級の小規模校を始めまして、規模や環境が異なる6校、これの統合には課題も多いのではないかと考えられます。子供たちにかなりのストレスがあるのでないかと思いますがどのような課題を考えられておりましょうか。また、この課題解決のために、今までどのような対応がなされ、今後、対応をなされようとしているかお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

現在小学校は小規模校と少人数の学校とですね、人数かなり多い学校とありますので、そういうところを鑑みながら、児童生徒の不登校防止、可能な限りスムーズに統合へ移行するためには、統合前から各校の児童が交流し、互いの認識を深めが必要と考えております。

取組といたしましては、小学校6校、オンラインでつなぎ、徹底反復学習の状況などの共有、また古月小学校の児童が新延小学校へ移動し、同学年で合同授業も行っております。そのほかにも、5年生が行う宿泊学習は、西川小と新延小が合同で、古月小と室木小が合同で実施しております。修学旅行につきましても、古月小と新延小が合同で、西川小と室木小が合同で実施しており、また、令和9年度の修学旅行は6校合同で実施するよう計画しております。なお、鞍手町立小学校統合検討委員会には6部会設けまして、交流部会というのを設けまして、どういうふうにして交流を進めていくかというのを、3ヵ年計画で立てております。こうした取組を統合前年となる令和9年度まで、より多く

の児童でオンラインだけでなく、リアルでも実施することで、交流を増やしていき、統合校開校に向けて準備を進めております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

かなりですね、配慮した取組が行われているということは分かりました。またですね、児童生徒への対応とともに、保護者との連携もなされていると聞いておりますが、保護者との連携の概要をお知らせください。よろしくお願ひします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

保護者との連携と申しましては、各小学校から代表PTAのほうで出していただきまして、統合に向けた準備委員会というのを開きまして、いろいろ統合に当たっての準備、検討を行っております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

確かに本当に、きめ細かい対応がされておりますが、それでなくとも、年々、不登校が増えているという状況の中で、6校の統合ということですね、これはもう大変な取組になると思うわけでございます。この不登校の防止解消には、教職員、養護教諭始めですね、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、子供の心のケアや生活のケアを専門的に担う職員などの多様な人材との関わりやきめ細かで根気強い対応が必要だということが分かります。相談体制の拡充、教員定数を増やす少人数学級、30人学級の実施とともに含めまして、全てのあらゆる努力を結集していただきまして、何とか統合小学校、希望あるすべり出しをしたいと、させていただきたいと思う次第でございます。それにつきまして、統合までと、統合後の一定期間、なお一層の取組の強化をお願いしたいと思うわけでございます。そのためには、予算の裏づけも随分必要なのではないかと思うのでございますが、今まで寄せられている寄附金というのもありますし、こういった活用も含めまして、町としてはですね全力を挙げて、統合小学校の希望ある滑り出しの実現のために力を尽くしていただきたい。そのためには、町長が先頭に立って、強く取り組んで頂きたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

教育につきましては今まで何度かですね、私は町の施策の中でも重要な位置を占めているというふうに考えております。今回のこの6校の小学校統合につきましても、保護者の方たちにアンケートをとっていただき、そしてまたそのアンケートの結果をもって、やはり統合が必要ではないかと、教育委員会の皆さんに、説得する材料として、アンケートをとったりもしました。そしてまたその6校の統合が決まった後も、私自身、新しい小学校については、子供たちが通いたくなる学校にしたいということで、設計当初から、山下建設のほうにもお話をしたりしています。私自身は、なるべく不登校の子供さんたちを出さないような学校にしたいと、子供たちが通いたくなる学校にしたいということで、常々教育委員会、または教育長にもお話をさせていただきながら、この新しい統合小学校建設に向けて今進んでいるところです。

今、西藤議員からも言われましたように、施設についてはそういう形で進めているというところでですが、最終的には教育のソフト面について、やはり不登校の子供さんたちをなるべく出さない方法を、やはり考えていく必要があるというふうに思います。しかしながら先生の数についても決まっているっていうところもありますし、加配につきましても、かなりの予算を今も予算化しているところもあります。今後につきましては、やはり北九州教育事務所などと協議をしながら統合小学校の教員については、なるべく加配をお願いしたいというふうには考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

是非、最大の努力をお願いしたいと思います。それからちょっと言い忘れましたけれども、不登校のですね、児童の生徒の保護者の不登校給与制度というのがあると聞いております。厚労省の報告で、不登校は介護休業の対象であるということが述べられております。ぜひこのことも、周知していただきましてね、保護者の支援というか、そういったことも強めていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

不登校の休業制度につきましては、各事業所で就業規則があり、その中で規定されてない場合も想定されます。また、自営業の保護者もおりますので、学校から児童生徒の保護者へ一律の制度集中は難しいと考えております。また、文部科学省と厚生労働省が連名で、不登校についてパンフレットを作成しており、事業主、労働者、社会全体での取組や、介護休業、休暇制度、相談窓口を紹介しておりますので、不登校やその兆候が見られる児童生徒の保護者が相談された場合に紹介するよう考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

ぜひそういう周知徹底をお願いしたいと思います。先ほどから、オンラインの交流とか、リアルの交流とか、そういうことが取り組まれまして、子供たちができるだけスムーズに統合小学校に進むことができるような対応策、これがとられていることを知りまして、安心しましたが、さらに、もっと楽しい、先ほどから行きたくなる学校にしなければいけないということがありますので、楽しい行事を増やすと、そういうことも、心がけて、何とか町全体で、盛り上げていただけたらと思っております。以上で、この問題は終わります。

次の質問に移ります。国民健康保険税は、制度上、税額が高くて、近年の物価高騰も重なりまして、納税に苦労が伴いがちでございます。そのときに、国民健康保険税の滞納で医療費の窓口10割負担となった世帯から、自己負担が困難だとの申入れがあれば、自治体の判断で負担を3割にできるとする厚労省の連絡があっております。こういったものを含めまして、お尋ねしたいと思いますが、町内では、国保税滞納によって窓口10割負担対象となった世帯数は現在どうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 稅務保険課長。

○石田 克税務保険課長

令和7年11月末現在で、特別療養費の支給対象は42世帯、被保険者数は50人です。

医療費の窓口負担が10割となる特別療養費の支給対象となる要件は、特別な事情がなく、国保税を納期限から1年以上滞納している方が対象となります。滞納世帯への対応といたしましては、まず国保税が滞納となりますと、納期ごとに督促状を発送し、特別療養費の支給対象となる前には、必ず催告書を送付し、納税相談につきましては、その都度対応しております。納税相談には収納係の職員が対応しておりますが、国保の資格を有する被保険者に対しては、保険年金係の職員が、今後の給付についての説明、及び現状の聞き取りを行う中で、必要であれば、特別事情等の届出の提出について話をさせていただいております。また、相談を受ける中で、債務の整理、生活状況の見直し等が必要と思われる方につきましては、今年度から始めましたファイナンシャルプランナーさんへの相談の提案をさせていただいております。その後、新たに特別療養費の支給対象となる世帯主に対しては、判定日の前月に特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を郵送しております。判定日までに、滞納が解消されない、または特別事情に係る届出書の提出がない場合は、特別療養費の対象となり、医療費の窓口負担が10割となります。対象となった被保険者には、特別療養費の支給対象と分かる資格情報のお知らせまたは資格確認書を郵送しております。毎日、収納の状況を確認しておりますので、国保税を納付し、滞納の要件が解消された場合については、納付日から有効となる資格情報のお知らせまたは資格確認書を郵送しております。以上でございます。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

その結果、現在、42世帯50の方に対する具体的対応はどうなっているかお尋ねいたします。

○的野信之議長 稅務保険課長。

○石田 克税務保険課長

11月末現在の対象者となっている方につきましては、窓口負担が10割となっております。この方々につきましては、相談の窓口は常に開けておりますので、保険年金係のほうで、特別事情に該当するという相談がありましたら、その要件を満たしておきましたら、窓口負担は3割という形になろうかと思っております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

現在インフルエンザ警報も発表されているという折でもございますので、担当の課のほうで、できる限りの対応をお願いいたしまして、この質問は終わりにいたします。

最後に、11月27日に福岡県でもインフルエンザ警報が発表されたということを先ほども言いましたけれども、町内の中学校の罹患状況はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

町内における小中学校における罹患者のほうですが、インフルエンザの罹患者状況につきましては、一人一人報告の義務はありません。なお、学級閉鎖を行う場合は、保健所への報告が必要となってお

ります。今期報告を行った件数は、小学校4校、中学校1校の計5校、学級数では9学級となっております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

例年のことといいますか、何度も今まで繰り返されたことではございますけれども、できる限りの対応の強化をお願いいたしまして、以上で私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○的野信之議長

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問を終わりました。この際、休会についてお諮りします。明日9日を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日9日を休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

――閉会 14時37分――
~~~~~○~~~~~

| 令和7年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第3号） |                     |       |      |      |      |      |
|--------------------------|---------------------|-------|------|------|------|------|
| 招集場所                     | 鞍 手 町 役 場 議 事 堂     |       |      |      |      |      |
| 開閉会<br>日時及び宣告            | 開 会 開 議             |       |      | 議 長  |      |      |
|                          | 令和7年12月10日 午前10時00分 |       |      | 的野信之 |      |      |
|                          | 閉 会 開 議             |       |      | 議 長  |      |      |
|                          | 令和7年12月10日 午前11時07分 |       |      | 的野信之 |      |      |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席番号                | 氏 名   | 出欠の別 | 議席番号 | 氏 名  | 出欠の別 |
|                          | 1                   | 許斐英幸  | 出    | 11   | 栗田美和 | 出    |
|                          | 2                   | 田中二三輝 | 出    | 12   | 西藤典子 | 出    |
|                          | 3                   | 星正彦   | 出    | 13   | 篠原哲哉 | 出    |
|                          | 4                   | 宇田川亮  | 出    |      |      |      |
|                          | 5                   | 野口美恵子 | 出    |      |      |      |
|                          | 6                   | 新谷留晴  | 出    |      |      |      |
|                          | 7                   | 的野信之  | 出    |      |      |      |
|                          | 8                   | 石井大輔  | 出    |      |      |      |
|                          | 9                   | 許斐潤一郎 | 出    |      |      |      |
|                          | 10                  | 有働徳仁  | 出    |      |      |      |
| 会議録署名議員                  | 10                  | 有働徳仁  | 11   | 栗田美和 |      |      |

| 職務出席                                   | 議会事務局長                  | 武 谷 朋 視 | 出 | 議会事務局次長        | 寺 本 理 恵 | 出 |
|----------------------------------------|-------------------------|---------|---|----------------|---------|---|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長                     | 岡崎邦博    | 出 | 副町長            | 折尾敬敏    | 出 |
|                                        | 教 育 長                   | 外園哲也    | 出 | 総務課長           | 梶栗恭輔    | 出 |
|                                        | まちづくり<br>課 長            | 高橋奈美江   | 出 | 管財課長           | 石田正樹    | 出 |
|                                        | 税務保険<br>課 長             | 石田克     | 出 | 住民環境<br>課 長    | 大村俊夫    | 出 |
|                                        | 福祉人権<br>課 長             | 田鶴原竜二   | 出 | 健 康 こども<br>課 長 | 沼野葉子    | 出 |
|                                        | 産業振興課<br>長兼農業委<br>員会事務局 | 柴田隆臣    | 出 | 都市整備<br>課 長    | 神谷徹     | 出 |
|                                        | 会計課長                    | 小長光弘平   | 出 | 上下水道<br>課 長    | 西生卓矢    | 出 |
|                                        | 教育課長                    | 森永健一    | 出 |                |         |   |
|                                        |                         |         |   |                |         |   |
|                                        |                         |         |   |                |         |   |
| 議事日程                                   | 別紙のとおり                  |         |   |                |         |   |
| 付議事件                                   | 別紙のとおり                  |         |   |                |         |   |
| 会議経過                                   | 別紙のとおり                  |         |   |                |         |   |

## 令和7年 第7回 鞍手町議会定例会議事日程

12月10日 午前10時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第66号 鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例
- 日程第2 議案第67号 鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第3 議案第68号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第69号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第70号 鞍手町営葬斎場条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第71号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第72号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第73号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第74号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税  
免除
- 日程第11 議案第76号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税  
免除の額の変更

令和 7 年 1 月 2 日 1 月 2 日 定例会議案質疑。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10 時 00 分 ——

○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。日程第 1、議案第 66 号、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例を議題とします。質疑はありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

2番。本条例案についてなんですか？まず、前回、取下げという形で再検討をお願いしました。その結果、この定例会への上程という形になっていると思うのですけども、前回指摘しておきましたけども、行政が一方的に当該法人への押しつけというような形にならないように、条例案をより詳細に、さらに、他の自治体を参考にして、より詳細なものをつくったらどうだというようなことも申し上げておりましたが、前回の内容とさほど大きく変わってないというふうに思います。この内容から見ても、必要な部分というのは全部網羅されているのかなというふうには思いますが、行政が一方的な要求にならないという、そういう懸念というのはやはり残りますが、条例案、今回提案するに当たって、僕は事前に必要な協議というのが必要だというふうに思いますけども、そのような、当該法人に対しての説明もしくは協議といったものを行われたのでしょうか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

本条例は、社会福祉法の規定に基づき制定するものであり、全ての社会福祉法人への事前説明は必要なものと考えておりますが、鞍手町社会福祉協議会に対しては、毎年度、町から補助金を支出していることもありますし、条例案の内容について事前説明をさせていただき、一定のご理解を得ているものと認識しております。以上です。

○的野信之議長

○2番（田中二三輝議員）

そうしますと、おそらく条例、この運用等については、規則や細則等々で、より詳細なものは作成されると思いますけども、次年度からの施行というふうにもなっておりますけど、双方の事務手続、これは滞りなくできるという理解でよろしいですか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

社会福祉法第 58 条第 1 項に基づき、本条例により助成を行う場合の手続に関し必要な事項が定まり、今後、交付要綱を整備することにより事務処理が滞りなく行われると考えます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

改めてご質問しますけれども、この条例を制定した理由をもう一度、再度確認したいのと、これまで、何を根拠に補助金を出していたのかというのをお尋ねします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

今回、本条例を制定いたしましたのは、社会福祉法第 58 条第 1 項において、地方公共団体は条例で定める手続に従い、社会福祉法人に補助金を支出することとなっております。本町では、当該条例が定められておりませんでしたので、社会福祉法の規定に基づき、今回、社会福祉法人に対する助成の手続に係る条例を定めるものです。

過去の補助金の根拠につきましては、地方自治法第 232 条の 2 において、地方公共団体は、その公益上必要がある場合において補助することができると定められておりますので、それが補助金の支出根拠となります。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

これまでどおり地方自治法の根拠に基づいて出してもよかつたのではないかという理論も成り立つのではないかというふうに思いますけども、今回、社会福祉法58条に基づいて支出するということなのですが、これが事務手続等いろんな問題に関して、58条に基づいた条例をつくったほうがよいというふうに判断されたのでしょうかけども、実際に具体的に、特に社協が不利益を得ないような形になるのかどうなのかというのをお尋ねします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

第3条の申請に基づくものではないかと思いますが、本条例に定めております、財産目録や貸借対照表については、もともと社会福祉法によりその作成が義務づけられております。提出するための準備など、一定の事務負担は生じるかもしれません、国の社会福祉法施行規則第8条により、助成手続に準拠したものでご理解していただきたいと思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第66号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第2、議案第67号鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

この条例が制定するにあたり、その具体的な中身について教えていただきたいと思います。対象者も含めてお願ひします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

事業の主な内容についてですけれども、地域型保育事業等に通っていない生後6か月から3歳未満の乳幼児に対して、子供1人当たり月10時間を上限に実施事業所で保育が受けられる制度となります。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

現在その対象者がおられるのかというのと、第3条に最低基準の向上というふうにありますけれども、この最低基準も現在のところ満たされているのかどうかというのを教えてください

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

対象者につきましては、現時点では人数を見込むことは困難となっておりますが、現在策定している第3期子ども子育て事業計画の中で、利用見込み数を算出しており、その中では、令和8年度の利用見込み数が1月当たり0歳児2人、1歳児4人、2歳児3人の合計9人、利用時間は90時間としております。次の最低基準につきましては、現在の保育等の実施施設において、実施いたしますので、認可を受けており、最低基準を満たしているものと認識しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

それから第6条に、月1回の避難訓練、消防訓練を行うよう書いてあります。この条例の中にはですね。それは間違いなく行われるのか。しないといけないことでしょうけども、大変なことじゃないかなというふうに思いますし、また、全体を通じたその町の助成支援というのはどういうふうに考え

てあるのか教えてください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

安全訓練等の第6条につきましては、基準を満たしていただけるものと認識しております。補助につきましては、町の補助につきましては、国の基準に従って、支出する予定としております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

この条例は、こども誰でも通園制度に関わる条例ではないかと思うのですけれども、現在のところ、この制度の実施、事業者としての申出はあっておりますか。あるいは、出そうな動きがあるのでしょうか、お尋ねします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

実施事業所につきましては、条例制定後、各保育施設等へ乳児等通園支援事業の実施について説明を実施し申請を受け付けます。実施する保育施設は現在のところ不明ですが、古月保育所では実施予定としております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第67号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3、議案第68号、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

この中に意向調査というふうにありますけれども、これどういうふうに具体的に実施していくのかというのを教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

意向調査につきましては今回条例改正をいたしまして当然、職員のほうには、周知をいたします。今までこういうふうに、妊娠あるいは出産等の話は人事担当の係のほうに出ていました。それが改めて条例に今回、追加されるものでございますので、人事担当係としては、今までとそう大きく変わらない状況ではないかというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

育休というのは出産された女性だけではありませんし、逆に、そのご主人、旦那さんが育休をとることも考えられます。町としては、積極的に育児休暇を取り入れて、育休をとらせないといけない、取得させないといけない義務があると思いますが、そうなった場合に、今度職員数の問題が絡んでくると思います。抜けた穴をどうするのかと、今でもちょっと足りないというふうに私は認識していますけれども、その時の職員の補充といいますか、どういうふうに考えてあるのか教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

当然、女性職員であれば、長期の出産休暇あるいは育児休暇を取るケースが今まで多くございまし

た。男性職員につきましても、配偶者の方が出産した場合、今年度につきましても3名ほど育児休暇、これは1か月程度の休暇をとっている状況です。確かに職員が長期で育児休暇をとるということが前もって分かれば、当然そこは会計年度任用職員等で補充、ただやっぱり短期の場合は、なかなかそういう会計年度任用職員の雇用っていうのが難しい部分もございます。今年度に限っても、男性職員がとったときは、そこの補充はしておりません。当然、同じ係内の職員の負担には若干なろうかと思いますが、そういうことで、短期の取得っていう場合には、ちょっと補充的な部分は、現状として難しいのかなと考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番 (宇田川 亮議員)

短期の場合はなかなか難しい部分あると思いますけども、ただ現状でも職員数が足りてないというような状況と、先ほども言いましたように、育児休暇は積極的に取らせないといけないという考えにいたっているのか。そうなれば、もっと、男性職員、女性職員、どちらも育児休暇制度を取り入れて取得する方も増えてくるのではないかと思います。町の姿勢次第では。

それからその意向調査の中で、今ちょっと仕事が忙しいので、もう少し待ってくれんかとか、取るのをやめてくれんかとかいうことが、あたらこれはもう遺憾なことでもありますし、その辺がないようにお願いしたいというふうに思いますが、その点もう一度、答弁お願ひします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今、宇田川議員がおっしゃいますように、当然、職場としては、積極的にこの制度は、男性職員あるいは女性職員に、取っていただきることは推奨していかないといけないというふうにはもう十分認識をしております。仕事が忙しいとかというときでもあっても、そこは課あるいは係内で、協議をしながら、その職員が育児休暇をとっても、仕事に支障がないように、そこは全課局あげて、課長職も含めて、フォローはしていきたいというふうに職員にも周知をしていきたいというふうに思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第68号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4、議案第69号、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。西藤議員。

○12番 (西藤 典子議員)

新旧対照表の中にあります、1ページ目、そこに、部分休業することができない職員としまして、(2)に、「勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員を除く」と書いてあります、これは以外の非常勤職員というのは定年前、再任用短期勤務職員と書いてありますが、除くということは、この方たちだけが、部分休業をすることができないというふうに理解したらよろしいのでしょうかね、お尋ねします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今、西藤議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第69号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第5、議案第70号、鞍手町営葬斎場条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

2番。今回の条例改正に関して提案理由でははっきりと明記はされてはいませんけども、町内利用者は現状どおり、そして町外利用者に対しては、使用料金が変更、改正されるというふうに理解をしておりますがまずこの理解でいいかどうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

議員のおっしゃるとおり、町外居住者が施設を利用する際の使用料を変更いたしました。そのほか、町内居住者の対象を明確化し、生活保護受給者の減免を廃止いたしました。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

今、生活保護者の減免を廃止とおっしゃいました。確かに第5条で、新旧対照表を見ますと、第5条、改正前は減免対象のところがはっきりと明記をされております。ところが改正後には、第5条、町長は、特別の理由によりその必要があると認める場合、云々という文面に変わっております。そこで、この第5条の運用、これを町長どのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

特別の理由というのは、この条例に定めていない場合で、どうしても必要な場合につきましては、町長が使用料の全額または一部を免除するということになります。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

だから、町長、もう少し具体的に答えていただけませんか。どういったことを想定されているのかと、どういったときに減免対象とするのかとか、何か想定をされているのではないですか。今、全く白紙の状態ですか、それじゃおかしいでしょう。そこら辺をはっきりと答えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

具体的に言いますと、町内で行き倒れて亡くなった方、行旅死亡人につきましては、この規定を準用するということです。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

現在、ほかの自治体との火葬料の比較っていうのは出してあるのか、どういうふうになっているのか、ほかとの差額っていいますか、今回、町内利用者はほとんど変わってないということなので、そこはどうなっているのかというのを教えてください。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

使用料の見直しをするに当たりましては、近隣市町の火葬施設運営の状況について調査を行っております。町外居住者の使用料につきましては、大体2倍から5・9倍の幅で町外居住者の使用料を設定されておりました。また、町内居住者というところ、明確化につきましては、死亡者が町内に住んでいた場合を、町内居住者の使用料として区分をされているところが多くありました。

また、生活保護の減免につきましても、ほとんどの火葬施設において、減免の制度はなかったというのが現状です。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

30年たって、ほとんど変わってない、また葬斎場また火葬について、大変なお金がかかっているというような状況もありますけれども、他の自治体で、火葬された後に、例えば棺の中に金品が入っているとか、また入れ歯とか、そういう火葬された後に、売れるといいますか、そういったことを収入にしているところもあるわけですけども、町ではどうされてあるのか、またそれをする場合には必ず、火葬される親族の方、家族の方に了解を得て、持って帰りますか、こっちで処分していいですかということを必ず聞いているということですけども、現在今どうどうされてあるのか教えてください。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

火葬後に残ったものに関しましてですが、まず今、火葬施設の運営につきましては指定管理で、指定管理事業者にお任せをしておりまして、そこの親族の方にどのように問いかけというか、お尋ねをしているかというところは、今把握しておりませんので改めて確認をしたいと思っております。残骨や灰、異物、残ったものにつきましては、現在、無償で業者に引取りをしてもらっているのが状況です。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第70号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6、議案第71号、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

今回、提案理由の中に、国の負担金を申請する必要があると、そのために、設置条例の一部改正をするということなのですけれども、国の負担金っていうのはどういうものなのかそれから額はどのくらいあるのか、どのぐらいの申請をされるのかっていうのを教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

公立学校施設整備費負担金につきましては、手続で、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金に関する法律というのがございまして、その中で、詳細のほうを決定しております。その中で学校の統合に伴い、校舎、屋内運動場が必要となる場合であって統合前に新設する場合には、当該学校の統合が条例またはこれに基づく規則で定められたものに限ると規定されておりますので、今回この議案のほうを提出させていただいております。

金額につきましては、状況等も変わってきておるので、今現在、すいませんが詳しい数字っていうのは手元にありませんので、申し訳ありませんがもう一度こちらのほうで精査を行いながら後日お答えさせていただければと思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第71号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7、議案第72号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第4号を議題とします。まず歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の14ページをお開きください。2款総務費及び3款民生費について、14ページから19ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

2番。地域おこし協力隊についてです。15ページです。今回、町長の肝いり事業と言っても過言ではない地域おこし協力隊の予算が減額をされておりますが、当該予算は、3月定例会において各議員から、この予算計上に関し様々な意見があったと記憶をしております。この減額補正は、現在まで応募または、決定といったものに至っていないから、減額をしているというふうに解釈をいたしますけども、このような状況を考えると、まず本町にとって、地域おこし協力隊という制度、これがそもそもなじまないのでないかなというふうにも考えております。

現在活動していただいている地域おこし協力隊員1名の方がおられます、さらに新規に1名の増員を計画して、今年度、当初予算に計上した、そして募集を行っております。そもそも、増員をするという新規事業に関して、担当課の意見、これを十分に聞いて、3月の当初予算に予算計上したのか、改めて町長にお伺いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

当然ながら予算を計上する際には、担当課との協議を進め、それによって予算を計上しております。これが鞍手町になじまないのでないかというようなお話ですが、私自身は、なじまないというよりも、むしろ今回、この募集要項の中で募集した要するに項目自体が、なかなか受けなかったということと、鞍手町自身の魅力を、まだまだ発信するのが弱いということで、全国的には鞍手町 자체を、もう少し情報発信をし、鞍手町の良さを知っていただくことで、地域おこし協力隊として、鞍手町で任務したいという方を、やはり募集していくべきじゃないかなというふうに考えております。まだまだ今後も、鞍手町として、地域おこし協力隊へとして任務をしていただき鞍手町にとって貴重な人材として、働いていただくことが必要ではないかなというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

町長のこれまでの町政運営、これに対する姿勢等を見てまいりました。しかしながら、町民や議会あるいは職員の声を聞かずに事業着手をしたり予算処置をしたりというような事をされているのではないかなということを強く感じております。

今回、地域おこし協力隊活動費が229万減額されておりますが、これを当初から、道路の改修や維持管理、そして道路の除草など、町民の目で見て分かるような、町がよくなるような、そういった環境改善にもつながるような、予算の使い方といったことに、使用すべきじゃないかなというふうにも強く感じておりますが、その辺についていかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

田中議員の意見は意見として伺いますが、予算編成は行政として、編成上はこちらの権限とありますので、当然ながら職員と協議しながら、予算編成を行ってまいりたいというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

予算処置する場合は、新規事業への取組、こういったものについて担当課と意見を十分に交わして

いると先ほどおっしゃっておりましたけども、この意見が食い違った場合、町長の意見を押し通しているのではないかなというふうにも感じております。そこに町長としてのおごりというものはないとはつきり言えるのかどうか、そこら辺の疑問もあります。ただ今回の、この地域おこし協力隊の予算といったものは、11月までに支出を予定していたものを当初予算で、増員1名分の支出を予定していた予算の減額をされておりますが、これ全額、この際、あともう数か月で今年度終わるわけですから、予算全額を減額してね、先ほど言いましたように早急に町民に有益な使い方、こういったものに予算を再編すべきじゃないかなというふうにも思いますが、その辺はいかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

当然ながら当初予算につきましては、議員皆様の同意を得て可決を成立したものであり、全ての予算については、承認されているというものもありますので、それを、まだ期が終わらない中で、それを全て減額するというふうな考えには至りません。

そしてまた地域おこし協力隊につきましては、先ほど言いましたように、もっともっと鞍手の魅力を情報発信し、鞍手を知っていただくことで、協力隊として鞍手に関わり、そして鞍手のために働いていただけるような方を募集していくこと、そしてまたそういう人が、鞍手の募集に応じてもらえるようなまちづくりにしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

同じところですけれども。3月議会の時に、当初予算のときに、町長はこの地域おこし協力隊について、募集をかけるに当たって中身は、町を盛り上げてもらうようなそういう施策を練っていただきたいみたいな答弁されてありましたよ。でも、今は今度、情報発信に変わっているではないですか。今、情報発信って、先ほどからずっと、鞍手のいいところをもっと知らせていただきたいって、今理由は変わってきますけども、私も3月議会のとき言いましたけども、そんな鞍手町を盛り上げるためにとかいう、そんな重責を担うような協力隊募集してもそれは集まりませんよと、いうようなことを言っていました。現在どういう募集の仕方されているのですか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

現在の募集につきましては、5月より、募集を開始しております。まず、町のホームページ、それから移住交流推進機構、県の移住定住ポータルサイト、ネットのこの三つで募集をさせていただいております。また、ふるさと回帰支援センター、県のよかとこ相談窓口のほうにつきましては、要項のほうを配架させていただいて、募集のほうを行っております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

今課長が言われたような募集要項で、募集されてもなかなか応募がないと。ただ、近隣でもですね、複数の協力隊員がきてあるところもあります。そういういたところも調べて、どういうふうなことをされてあるのか、あんまり難しいこととしても絶対集まらないですよ。同じことでも、私はいいと思います。もう一つ、運転手の確保もいいと思いますけど。そういうのも含めて、もっと、簡略化っていうか、来やすいような募集要項にしないと、結局、予算計上したはいいけども、たまたま去年は1月に、ぎりぎりになって、協力隊員がこられましたけども、同じようなことでもいいし、もっと簡略化して、来やすい状況をつくった上での応募に切り替えるべきだというふうに思いますのでその点もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど情報発信っていうのは、鞍手町の情報発信が弱いということで、地域おこし協力隊に情報発信をお願いするというわけではありません。要するに、先ほど言いましたように鞍手町の魅力に対する、鞍手町の情報発信が弱いというふうに思っています。もっともっと魅力を、町が発信すべきであるというふうに思います。

今回の地域おこし協力隊については、宇田川議員が指摘されるように、なかなか応募しづらいような、任務をお願いするというようなことがあったかもしれません。ただ鞍手町にはそれが不足してい

るというようなことから、地域おこし協力隊の方にその任務をお願いしたいということで募集をいたしました。しかしながら現状まだ応募には至っていないと、ただ、何人かの方が鞍手町に問合せはあったというふうなことは聞いておりますが、なかなか鞍手町の募集している中身について、合わなかつたというようなことがあるというふうに聞いております。いずれにしましても、宇田川議員が言われるように、他の自治体では、複数というか、2桁の方を地域おこし協力隊として、任務をしていただいているような自治体もあるように聞いております。そういうことから、先ほども職員の数が足らないのではないかというような、宇田川議員からのご指摘もありましたが、地域おこし協力隊も、職員というわけではありませんが、鞍手町の補完する、任務を担っていただくというようなことからすれば、鞍手町にとっては有益な事業ではないかなというふうにも感じております。したがいまして今後も、宇田川議員のご指摘も考慮に入れながら、募集に応募しやすいような、任務についても考えていきたいというふうに思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

16ページ、17ページのところにあります。2款3項1目の、そこで個人番号カード普及事業、これのコンピューター機器等使用料が減額になっているということでございますが、大体、申請が、もうほぼ行き着くところまで行ったのではないかなという感じがいたします。現在、町内の個人番号カードの登録者数と、登録者の率は何%の方が登録していらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

申し訳ございませんが今、手元に資料を持っておりませんのでまた改めて、報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

私も同じような質問しようと思っていましたけども、ただ、あわせて12月2日から保険証が資格証に変わって、それ以前に、駆け込みでマイナンバーカードの登録、マイナ保険証につなぐとか、いうことがニュースで、どこの自治体でもたくさん並んでいるというような状況が報道されておりましたけれども、鞍手町はそういうことはなかったのでしょうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

正確な統計をとったわけではないのですが、感覚的には、今年度に入ってから、ちょうどマイナンバーカードが5年の更新や10年更新を迎える方も多く、窓口へ来庁される方は多くなっています。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

3款2項5目のところでございます。ここで、児童福祉施設費として、子ども子育て支援金、これ提案理由のところに、交付金の交付基準額が増加されたと、増加になったということで、県とか国とかの補助金も出たりしておりますが、このことによりまして、放課後児童健全育成事業費が1人当たりどのくらい増額となったのかお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 健康子ども課長。

○沼野葉子健康子ども課長

放課後児童健全育成事業の補助金については、人数基準額が24万9千円増額、開設日数長期日数加算基準額が、1日当たり千円の増額、長時間開所加算基準額が1日当たり2万8千円増額となっておりまして1人当たりというよりは、施設の1日当たりの増額または年間の基準額が増額となっております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。4款衛生費から7款商工費について、20ページから23ページまで質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

23ページの観光振興費です。提案説明にもありましたけれども、785万9千円というのを、どういうふうに増えたのか。具体的な中身について教えてください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

まず、この補正予算の科目につきましては、本年9月の定例会において、ガバメントクラウドファンディングGCFの関連予算といたしまして、補正予算を計上させていただいておりましたが、本補正予算につきましては、通常のふるさと納税に関連して、補正予算を計上させていただいております。この委託料につきましては、ふるさと納税の中間事業者に寄附額に応じてお支払いする事務的経費である、業務委託料の半分を観光振興費で予算を組ませていただき、ご寄附を頂いた方との関係強化を図るための観光情報誌の発送や、SNSでの観光やグルメ情報などの発信を行っているものでございます。本補正予算の内容につきましては、本年4月から10月までの通常のふるさと納税におきまして、当該、中間事業者が管理をいたしますサイトの寄附額が2億を超えて、当初予算編成時に見込んでおりました額と比較いたしますと、1億845万円、率にして107.38%の増ということになっております。これによりまして、寄附額に応じて負担をいたします寄附者との関係強化を図る、業務委託料の年度末までの予算が不足することから、今回785万9千円の追加予算の計上をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

寄附が当初見込んでいたよりも多くなったからその分の半額といいますか、が、多くなったということでいいですか、そういう意味ですね。私はその負担割合のパーセントが増えたから増えたのかと思っていたのですけどそうじゃないのですかね。その辺もう一度確認お願いします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

この関係強化を図る取組を行っている事業者の寄附額が伸びまして、お支払いする業務委託料のパーセンテージが上がったものではございません。これまでどおりのパーセンテージで協力を頂いております、中間事業者にお支払いする業務委託料が、年度末までにお支払い額が増えるということで補正を計上させていただいております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。次に進みます。8款土木費から12款公債費について、24ページから27ページまで質疑ありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員)

24ページの8款2項2目、道路維持費の部分で、樹木伐採等委託料298万円ですが、提案説明でもありましたが具体的な場所と伐採の内容を教えていただけるでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

長谷地区の町道水上妙見線、それから中山地区の高速道沿いにあります、町道本町田頭線にかかる竹の伐採費用を計上しております。今回地元のほうから要請を受けまして、現地を確認しましたところ、竹が道路に覆いかぶさっている状況でございましたので、追加で補正を計上させていただいております。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員)

高速道路沿いの、その竹が覆いかぶさっているところ、今通行止めになっていると思うのですが、この竹の所有者っていうのは町なのでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

所有者は町となっております。町道名が間違っていました、町道本村田頭線です。すいません。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員）

通行止めになって随分、数か月ほどたつと思うのですが、かなりやはり通行量が多いところだと思うのですよね。以前から、竹が、たれ下がったりして通行が困難になった場合は、職員の方が切られたりしたということがあったと思うのですが、今回はたれ下がっている量がものすごいということで、委託しないといけないと思うのですが、もう少し早く対応できなかつたのかなと思うのと、あとやはり以前から管理が難しいことも考えると、この防護壁をつくるとか、何かそのような予算組みをして、もう少し、こういうことがないようにしたほうがいいのではないかと思うのですが、それは今後検討頂きたいと思います。そして最後に今回の工事期間を教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷 徹都市整備課長

まず工事期間につきましては、予算を可決頂いた後に検討していきたいと思っております。それからこの路線につきましては、前回は令和3年、4年の2カ年にかけて、竹の伐採をしております。なかなか竹の成長速度が速いものですから、今回、急遽、地元のほうから声が上がって伐採するわけに至ったのですけども、今後、今言われましたように、もっと抜本的な対策をとれるように検討していきたいと考えております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

24、25ページのところの10款7項3目、学校給食センターの修繕料と書いてありますけれども、どういうふうな修繕が行われたのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育課長。

○森永 健一教育課長

今回補正させていただいております分につきましては、食缶洗浄機の温度計、真空冷却機のセンサーの交換、ガス煮炊き釜のスプリングの修繕等、細かなものっていうのがあるのですが、今が応急処置っていう形で、現在使えておりますが、もう根本的にやり直さないといけないということもございますので、今回補正させていただいて修繕をさせていただこうと思っております。以上です。

○的野信之議長

ほかに質疑ありませんか。これで歳出を終わります。次に歳入に入ります。10ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。10ページから13ページについて質疑はありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

13ページのところにあります。18款1項2目ですかね。これ企業版ふるさと寄附金とあります。どういう企業からの寄附金でございましょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

今回ご寄附を頂きました企業は、「株式会社 ネクストワン」という会社でございます。本社は東京で福岡市に福岡支店がございます。取り組まれてある事業内容といたしましては、電力を基盤としたコンシューマープラットフォーム事業やIOT、AI、そういうものを活用いたしました、スマート農園型の障害者雇用支援事業などに取り組まれている会社でございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

2番。今回のこの補正予算に計上がない、今テレビ等で話題の物価高騰対策に関する予算が、補正予算に計上されておりませんが、近隣の市町では既にその対応策等が決定されたというようなことも聞き及んでおりますけども、本町での今の状態、現状、これをちょっとご説明頂きたいと思いますがいかがですか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今、田中議員がおっしゃいますように、県内あるいは近隣の市町で今報道等でもあっております、重点支援の物価高騰対策の取組、予算措置がされている状況は十分承知しております。

本町におきましては、国のはうからの通知が11月21日付けで、確かに全国各自治体に総務省から、この重点支援物価高騰対策の国が予算措置をするので、各自治体も予算措置を考えてくださいという通知がきております。そういう中で11月26日付、総務課長名で、各課局にまた国の補正予算がつくので、何かメニューを考えてくださいという、案内もしましたし、12月1日に町長以下、各課長を集め協議をしました。ただ、今の時点で、まだ国から正確な交付金額のお示しもあっておりません。ご承知かと思いますけど、国のはうも、昨日8日から、補正予算を上げられて、昨日から予算審議が行われております。あわせて、推奨メニューというのも確定しておりません。話題になっています、おこめ券を配布してくださいとか、そういうことも、具体的には、正式に通知はあっておりません。そういう中で、今後、交付金額の確定の額、あるいは推奨メニューが、こういうこともいいですよということで正式に示された後、再度また町長以下で協議をして、補正予算を組まさしていただきたい、というところを考えております。今回、追加提案ができればよかったですですが、そこまで行き着いておりませんので、年明けてですね、どこかのタイミングで、またその部分の補正予算を組みますので、できれば、また臨時会を開催していただければというふうに財政担当課としては考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

国との関係もありますのでね、状況は理解できました。国からの決定が出たら、できるだけ早急に対応していただきたいっていうのが1点と、それから、やはり町民全般にわたるような、形での予算処置と、何かそういったメニューを拾い上げていただいての対応といったことを期待しておりますので、ぜひその辺を実現していただきたいというふうに思っております。何かありましたら。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今、田中議員がおっしゃいますように、従前の物価高騰対策につきましては、上下水道料金の基本料の減免とか、給食費の何か月分の無償化とか、ということでやはり限られた方にしかつていうところも、あったというふうには認識しております。先ほど言いましたように、12月1日に、町長以下の全課長を集めて話した中でも、今回の物価高騰対策においては、全町民の方、お1人お1人に行き渡るような支援をしなくちゃいけないということは、当然財政担当課としても持っておりますし、他の課長のほうからも、そういう意見が出ておりますので、今回の物価高騰対策につきましては、町民お1人お1人に行き渡るような支援メニューを考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第72号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第8、議案第73号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第73号は、民

生産業委員会に付託したいと思います。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって議案第73号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9、議案第74号、令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

かんがいの工事費、修繕費等については、もともとかんがい基金を運用した運用益で修繕するというふうになっていました。ただなかなか金利が下がり運用が難しい、その他の要因もありましたけども、基金が少しずつ目減りしていくというような状況もあると思います。ただ、この基金があってもなくてもこれは町がしないといけない、必ずしないといけないものだというふうに思いますけども、今回、また修繕ということで、これはやらなきやいけないと思いますけども、この基金についても今後、ちょっと考えていく必要があるにではないだろうかというふうに思いますけど、町長の考えをお尋ねします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

基金についての考え方ですが、運用につきましては、金利のない時代から金利のある時代になりました。特に最近は、代表的な国債の金利、10年国債につきましても2%に近づくというようなこともあります。そういう中で、鞍手町が今保有しています基金につきましては、なるべく国債で運用するようにしております。それにつきましても、短期の国債ということで、既に発行された国債、既発債と言いますが、これが大体1年から2年ぐらいで償還を迎えるという国債があります。これが、今、最近では0.9%の利率、出回るというようなことになっております。実際銀行金利ですと、3年定期の長期の定期もですね、0.36から0.4%弱の金利もありますので、2年弱の期間におきましても、2倍以上の利息がつくということから、国債で運用をしているという状況があります。しかしながら、いずれにしましても、修繕費を全て賄うということには、今のところはまだ至っておりません。そういう意味で、有利な運用は心がけながらも、引き続き、修繕が必要なものについては、基金を取り崩すっていうことも、致し方ないかなというふうに考えております。

○的野信之議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第74号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10、議案第75号、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第75号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第11、議案第76号、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除の額の変更を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第76号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。この際、休会についてお諮りいたします。明日11日から15日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、明日11日から15日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

———— 閉会 11時07分 ———
~~~~~○~~~~~

| 令和7年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号） |                     |           |      |         |         |      |
|--------------------------|---------------------|-----------|------|---------|---------|------|
| 招集場所                     | 鞍 手 町 役 場 議 事 堂     |           |      |         |         |      |
| 開閉会<br>日時及び宣告            | 開 会 開 議             |           |      | 議 長     |         |      |
|                          | 令和7年12月16日 午前10時00分 |           |      | 的 野 信 之 |         |      |
|                          | 閉 会 開 議             |           |      | 議 長     |         |      |
|                          | 令和7年12月16日 午前10時27分 |           |      | 的 野 信 之 |         |      |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席番号                | 氏 名       | 出欠の別 | 議席番号    | 氏 名     | 出欠の別 |
|                          | 1                   | 許 斐 英 幸   | 出    | 11      | 栗 田 美 和 | 出    |
|                          | 2                   | 田 中 二 三 輝 | 出    | 12      | 西 藤 典 子 | 出    |
|                          | 3                   | 星 正 彦     | 出    | 13      | 篠 原 哲 哉 | 出    |
|                          | 4                   | 宇 田 川 亮   | 出    |         |         |      |
|                          | 5                   | 野 口 美 恵 子 | 出    |         |         |      |
|                          | 6                   | 新 谷 留 晴   | 出    |         |         |      |
|                          | 7                   | 的 野 信 之   | 出    |         |         |      |
|                          | 8                   | 石 井 大 輔   | 出    |         |         |      |
|                          | 9                   | 許 斐 潤 一 郎 | 出    |         |         |      |
|                          | 10                  | 有 働 徳 仁   | 出    |         |         |      |
| 会議録署名議員                  | 10                  | 有 働 徳 仁   | 11   | 栗 田 美 和 |         |      |

| 職務出席                                   | 議 会 事 務 局 長                         | 武 谷 朋 視   | 出 | 議 会 事 務 局 次 長  | 寺 本 理 恵 | 出 |
|----------------------------------------|-------------------------------------|-----------|---|----------------|---------|---|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長                                 | 岡 崎 邦 博   | 出 | 副 町 長          | 折 尾 敏 敏 | 出 |
|                                        | 教 育 長                               | 外 園 哲 也   | 出 | 総 務 課 長        | 梶 栗 恭 輔 | 出 |
|                                        | まちづくり<br>課 長                        | 高 橋 奈 美 江 | 出 | 管 財 課 長        | 石 田 正 樹 | 出 |
|                                        | 税 務 保 険<br>課 長                      | 石 田 克     | 出 | 住 民 環 境<br>課 長 | 大 村 俊 夫 | 出 |
|                                        | 福 祉 人 権<br>課 長                      | 田 鶴 原 竜 二 | 出 | 健 康 こども<br>課 長 | 沼 野 葉 子 | 出 |
|                                        | 産 業 振 興 課<br>長 兼 農 業 委<br>員 会 事 務 局 | 柴 田 隆 臣   | 出 | 都 市 整 備<br>課 長 | 神 谷 徹   | 出 |
|                                        | 会 計 課 長                             | 小 長 光 弘 平 | 出 | 上 下 水 道<br>課 長 | 西 生 卓 矢 | 出 |
|                                        | 教 育 課 長                             | 森 永 健 一   | 出 |                |         |   |
|                                        |                                     |           |   |                |         |   |
|                                        |                                     |           |   |                |         |   |
| 議事日程                                   | 別 紙 の と おり                          |           |   |                |         |   |
| 付議事件                                   | 別 紙 の と おり                          |           |   |                |         |   |
| 会議経過                                   | 別 紙 の と おり                          |           |   |                |         |   |

# 令和7年 第7回 鞍手町議会定例会議事日程

12月16日 午前10時開議

## 第4号

- 日程第1 議案第66号 鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第67号 鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第70号 鞍手町営葬斎場条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第73号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) (民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第74号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算 (第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第68号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第69号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第71号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第72号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算 (第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第76号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除の額の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 陳情第1号 地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書採択の陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第13 陳情第2号 「消費税減税を直ちに実施する意見書」の国への送付を求める陳情書 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 陳情第3号 「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書」を国への送付を求める陳情書 (総務文教委員長報告)
- 日程第15 閉会中の継続事件

令和7年12月16日 12月定例会閉会。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。日程第1、議案第66号から、日程第5、議案第74号までの5件を一括して議題とします。本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

○篠原哲哉民生産業委員長

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第66号から議案第74号までの5件について、12月11日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第66号は、「鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例」です。

本条例は、社会福祉法人に対し助成を行う場合の手続に関し、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第67号は、「鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」です。

本条例は、児童福祉法改正により「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が新設され、児童福祉法第34条の16第1項に基づき、設備・運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第70号は、「鞍手町営葬斎場条例の一部を改正する条例」です。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑として、利用者の同施設の宿泊に際して、風呂やシャワー等の設置は考えられないかとの質問に対し、当局からは今回の使用料改正を行った場合でも、維持管理費の50パーセントを賄うことができず、使用料を改正したからといつてすぐに施設の改善ができるものではないと考えるが、今後利用者からの要望が多い場合は、検討課題にしたいと回答がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第73号は、「令和7年度 鞍手町 国民健康保険事業 特別会計補正予算（第3号）」です。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第74号は、「令和7年度 鞍手町 かんがい施設維持管理運営費 特別会計補正予算（第1号）」です。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第66号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第67号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第70号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第73号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第74号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第66号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第67号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第66号、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、鞍手町営葬斎場条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算 第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第6、議案第68号から日程第11、議案第76号までの6件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第68号から76号までの6件について、12月12日に当委員会におきまして、審査を行いましたので、一括してその審査経過と結果について報告をいたします。

議案第68号は、「鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」です。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備が行われたことに伴い、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第69号は、「鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」です。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、育児時間の取得について改正が行われたことに伴い、部分休業の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第71号は、「鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例」です。

本条例は、本議案令和10年4月開校予定の統合小学校について、令和8年4月から国の負担金を申請するにあたり、本条例の一部について所要の改正を行うものであります。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第72号は、「令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）」です。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。当委員会からは、地域おこし協力隊活動費の減額補正について、募集要項の簡潔、具体的な仕事内容、求める人材を明確にすれば、地域おこしの人材確保につながるのではないか、募集要項の変更や町長と職員との協力体制への意見や質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第75号、「鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除」および、議案第76号、「鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の

課税免除の額の変更」は、一括して審査を行い、慎重審議の結果、当局提案どおり、それぞれ全会一致で可決いたしました。

以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第68号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第69号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第71号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第72号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第75号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第76号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第68号、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算 第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除の額の変更を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第12、陳情第1号を議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

○篠原哲哉民生産業委員長

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 「地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書採択の陳情」
本委員会は、12月3日に付託された上記の陳情を審査した結果、採択とし、別紙意見書（案）を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。陳情第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。陳情第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。陳情第1号「地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書採択の陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって陳情第1号は採択されました。

次に、日程13、陳情第2号及び日程第14、陳情第3号の2件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。陳情第2号「消費税減税を直ちに実施する意見書の国への送付を求める陳情書」、陳情第3号「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国への送付を求める陳情書」。

本委員会は、12月3日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書（案）を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。陳情第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に陳情第3号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。陳情第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に陳情第3号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号「消費税減税を直ちに実施する意見書の国への送付を求める陳情書」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採決であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって陳情第2号は採択されました。

次に陳情第3号「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国への送付することを求める陳情書」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって陳情第3号は採択されました。

次に進みます。日程第15「閉会中の継続事件」を議題とします。各委員長から目下、審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申出があっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり継続審査をすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和7年第7回定例会を閉会します。

――閉会 10時27分――
~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 的野信之

議員 有 勵 德 仁

議員 栗 田 美 和